



吉賀町いじめ防止基本方針について

吉賀町教育委員会では、国が策定したいじめ防止対策推進法（以下「法」という。）、島根県いじめ防止基本方針（以下「県の基本方針」という。）に基づき、「吉賀町いじめ防止基本方針」（以下「町基本方針」という。）を策定しています。このいじめ防止啓発リーフレットは関係する方々が「町基本方針」を正しく理解し、それぞれの役割を果たすことで全ての子どもの健全育成及びいじめのない子ども社会の実現を願って作成しています。

1. それぞれの役割

○ 吉賀町（教育委員会）として

- ①町基本方針に基づき、いじめの防止及び解決を図るための必要な施策を実施する。
- ②学校からいじめに関する報告を受けた時は、適切かつ迅速に、いじめを防止するための必要な措置を講じる。
- ③地域全体で《サクラマスプロジェクト》を中心とした児童生徒の健全育成を推進していく。

○ 学校として

- ①だれもが安心して豊かに生活できる学校づくりを目指す。
- ②吉賀町教育目標及び、《サクラマスプロジェクト》の理念に基づき、道徳教育や体験活動、ふるさと教育の充実を図りながら、児童生徒の「自己有用感」を育み、人権感覚を養うとともに、共同社会の一員であるという社会の形成者としての資質を育成する。
- ③いじめはどの児童生徒にも起こりうることを強く認識し、保護者、

地域、関係機関と連携して、未然防止、早期発見、解決に取り組む。
④いじめは絶対に許されない行為であること、いじめられている児童生徒を守り抜くことを表明し、校長のリーダーシップのもと組織的に取り組む。

⑤相談窓口を明示し、児童生徒に対して定期的なアンケートや個別面談を実施するなど、児童生徒の状況把握に努める。

○ 保護者として

- ①就学前の段階から、家庭での教育を通して、保護する児童生徒がいじめを行うことがないように、いじめを傍観することのないよう、子どもの人権感覚、思いやりの心や規範意識を持った児童生徒を育てる。
- ②保護する児童生徒がいじめを受けた場合には、速やかに学校、関係機関等に相談または通報するとともに、適切に児童生徒をいじめから保護する。
- ③国や県、町、学校が講ずるいじめの防止等の措置に協力するよう努める。

○ 児童生徒として

- ①いじめは決して許される行為ではないことを認識し、いじめを行ってはならない。また、他の児童生徒に対して行われるいじめを認識しながら放置することがないように努める。
- ②いじめを受けた場合、いじめを認識した場合は担任や保護者など大人に相談する。

○ 地域として

- ①「ふるさと吉賀町を支える人材を、地域全体で育てる」という《サクラマスプロジェクト》の理念に基づき、地域住民が一体となって学校と協力しながら、児童生徒に対して豊かな心や規範意識を育む。
- ②地域全体で児童生徒への見守りや声かけなどの活動を通して、あたたかく支え合う雰囲気やいじめを許さない風土を醸成していく。

③すべての年齢層を対象とした人権問題に関する多様な学習機会の提供などを通して、地域ぐるみで人権に関する理解や認識を深める取組を、年に1回以上行う。

2. いじめに関する Q & A



Q1. いじめの定義は？

A： 児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じている場合です。

Q2. いじめはどんな子どもに起きやすいですか？

A： どの子どもにも、どの学校にも、どの学級にも起こりうるとされています。そのため、「いじめゼロ」から「いじめ見逃しゼロ」へと意識を変えて、早期発見に取り組むことが大切です。

Q3. いじめの事実を知った場合は、誰に相談すればよいですか？

A： 学校、教育委員会又は専門機関（児童相談所、警察署等）に相談します。

Q4. 相談内容は守られますか？

A： 相談者が納得したことについて、組織で対応するため、相談内容も守られます。

Q5. いじめの解消とは、どんな状態になった時のことですか？

A： いじめの行為が止んでいる状態が3か月継続し、かつ、被害者が心身の苦痛を受けていない状態のことです。

3. いじめについての電話等相談窓口

○吉賀町教育委員会 ※いじめ相談担当者

電話：77-1285

メール：kyoiku@town.yoshika.lg.jp



○各町立小中学校 ※いじめ相談担当者

◆ 蔵木小学校

電話：77-0222

◆ 六日市小学校

電話：77-0038

◆ 朝倉小学校

電話：78-0215

◆ 七日市小学校

電話：78-0049

◆ 柿木小学校

電話：79-2019

◆ 六日市中学校

電話：77-0029

◆ 吉賀中学校

電話：78-0030

◆ 柿木中学校

電話：79-2027



(発行者) 吉賀町教育委員会